

外旭川病院における入院患者の面会に関する規程

1. 目的

本規程は入院中の患者に対する家族等の面会について、療養環境の確保と感染対策および安全管理の観点から職員の管理のもと実施し、適切な面会の運用を定めることを目的とする

2. 基本指針

(1) 患者の療養環境の確保

面会は患者の安静・治療の妨げにならない範囲で実施する

終末期・重篤患者などは、主治医の判断により柔軟に対応する

(2) 感染対策の徹底

手指衛生・マスク着用など基本的感染対策を徹底する

発熱・風邪症状・消化器症状等のある者は面会不可とする

感染症の発生状況に応じて面会の中止や制限を検討する

3. 安全管理の確保

(1) 面会者は受付で受付用紙を記入し面会者と識別できるように面会者

カードを携行して面会する

(2) 面会時間外の出入りは原則禁止とし必要時は職員の管理下で対応する

(3) 患者の療養や診療・看護の妨げとなるような迷惑行為を禁止する

4. 面会時間・人数などの面会条件

新型コロナ対策チーム会議にて検討し決定する

※病状により主治医から特別な面会許可が下りている場合は別途対応

5. 周知方法

本規程は、入院時の説明、院内掲示、病院ホームページへの掲載によって患者、家族等の面会者に周知を行う

令和8年8月27日策定